

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴う手数料の廃止、また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の一部改正に伴う規定の整備を図るため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和3年第2回定例会に提案する。

2 改正内容

(1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴う「個人番号カードの再交付手数料」の廃止

① 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の額については、地方公共団体情報システム機構が定めるため、世田谷区手数料条例の「個人番号カードの再交付手数料」は廃止する。

② 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

別表第1の7の3の項を削除する。

③ 施行日

令和3年9月1日

(2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の一部改正に伴う規定の整備

① 改正理由

世田谷区手数料条例で引用している「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の条項番号の変更に伴い、規定の整備を図る必要があるため。

② 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

- ・「医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項」を「医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項」に改める。（別表第1の66の項）
- ・「医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項」を「医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項」に改める。（別表第1の66の2の項）
- ・「医薬品医療機器等法第12条第2項」を「医薬品医療機器等法第12条第4項」に改める。（別表第1の67の2の項）
- ・「医薬品医療機器等法第13条第3項」を「医薬品医療機器等法第13条第4項」に改める。（別表第1の68の2の項）
- ・「医薬品医療機器等法第14条第13項」を「医薬品医療機器等法第14条第15項」に改める。（別表第1の68の6の項）
- ・「医薬品医療機器等法第39条第4項」を「医薬品医療機器等法第39条第6項」に改める。（別表第1の69の6の項）

③ 施行日

令和3年8月1日

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 別表第1（第2条関係）				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
(削除)					7の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定に基づく申請に対する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	再交付申請又は再交付のとき。
66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性	薬局開設許可証の書換え交付手数料	2,500円	書換え交付申請のとき	66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性	薬局開設許可証の書換え交付手数料	2,500円	書換え交付申請のとき

改正後					改正前						
		性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。） 第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付			き。			性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。） 第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付			き。
66の2	医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	3,500円	再交付申請のとき。	66の2	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	3,500円	再交付申請のとき。		
67の2	医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	4,400円	更新申請のとき。	67の2	医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	4,400円	更新申請のとき。		

改正後					改正前				
68の 2	医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造業 許可更新申請 手数料	7,600円	更新申請のとき。	68の 2	医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造業 許可更新申請 手数料	7,600円	更新申請のとき。
68の 6	医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売品目一部変更承認手数料	1品目に 140円 つき	承認申請のとき。	68の 6	医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売品目一部変更承認手数料	1品目に 140円 つき	承認申請のとき。
69の 6	医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料	12,400円	更新申請のとき。	69の 6	医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料	12,400円	更新申請のとき。

改正後					改正前				
	査					査			
<u>附 則</u> この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。									
<u>(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和3年8月1日</u>									
<u>(2) 別表第1の7の3の項を削る改正規定 令和3年9月1日</u>									